

岩手県告示第322号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和元年岩手県告示第211号）で公示した公共測量を終了した旨陸前高田市長から次のとおり通知があった。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 陸前高田市市内
- 2 実施した期間 令和元年7月26日から令和2年3月19日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（デジタル空中写真測量及び写真地図作成）